

少人数学級の推進などの定数改善と
義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書

義務教育は憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づいて、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っている。豊かな教育の保障は国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもある。

日本は、OECD諸国の中では、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数は中位に位置しているが、諸外国に比べて部活動など教員の授業以外の仕事が多く、結果的に一人ひとりの子どもに丁寧な対応が十分できなかつたり、超過勤務となっている。

それらの改善のためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。また、いじめや不登校の増加や支援を必要とする様々な障害のある子どもたちへの対応としても学級規模を減らす必要がある。

さらに、2006年から実施された三位一体の改革による義務教育費国庫負担制度の2分の1から3分の1への国庫負担の減額は、地方の自治体への影響が大きく、教育の地域格差の要因となっており、非正規職員の増大や待遇面にも影響している。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けることができることは憲法は保障している。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

よって、国におかれては、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することを含め、その趣旨を生かした教育予算の充実を図るよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月12日

諫 早 市 議 会